

相模原市監査委員公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき都市建設局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月3日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 古 内 明

同 桜 井 はるな

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

### 2 監査の実施日程

令和3年10月5日から令和4年2月28日まで

### 3 監査の対象

#### (1) 対象部局

都市建設局

#### (2) 対象年度

令和3年度。ただし、必要に応じて令和2年度以前分を対象とした。

## 第2 財務監査

### 1 監査対象事務及び監査実施課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目、予算の執行状況並びに令和3年度包括外部監査の対象事務等を考慮し、執行済額が高額な事務事業及び科目等から選定した。

監査対象事務	監査実施課
(1) 道路及び附属物占用料の徴収に関する事務	道路部 津久井土木事務所
(2) 河川占用料の徴収に関する事務	道路部 南土木事務所
(3) 委託料の支出に関する事務	まちづくり推進部 市営住宅課 広域交流拠点推進部 リニア駅周辺まちづくり課 下水道部 下水道料金課、津久井下水道事務所
(4) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	まちづくり推進部 交通政策課、都市整備課 道路部 路政課、津久井土木事務所

## 2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 道路及び附属物占用料の徴収に関する事務	徴収が適正に行われないリスク	ア 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。 イ 納入の通知は適正に行われているか。
(2) 河川占用料の徴収に関する事務	徴収が適正に行われないリスク	ア 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。 イ 納入の通知は適正に行われているか。
(3) 委託料の支出に関する事務	契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
(4) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 算定及び支出は適正に行われているか。 イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。

## 3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

### (1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 道路及び附属物占用料、河川占用料の徴収に関する事務  
調定書、歳入予算整理簿、占用許可申請書、占用許可書 等

イ 委託料の支出に関する事務

見積書、支出負担行為書、契約書、仕様書、支出命令書、業務完了報告書、請求書 等

ウ 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

協定書、交付申請書、交付決定通知書、支出負担行為書、実績報告書、支出負担行為変更書、支出命令書、請求書、交付請求書、額確定通知書 等

( 2 ) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

#### 4 監査の結果

監査基準及び令和 3 年度財務監査及び行政監査(第 3 期：都市建設局)実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

( 1 ) 注意事項

南土木事務所の河川占用料の徴収に関する事務を確認したところ、令和 3 年度分として発送した 3 6 件の納入通知書のうち、納期限後に納付された 3 件の占用料について、督促状を發出していなかった事例が見られた。

今後は、相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 3 6 号)の規定に基づき適切な時期に督促状を發出するよう注意する。

( 2 ) 都市建設局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

#### 5 意見

交通政策課の相模原市乗合バス路線運行費用負担金は、事業者との協定により消費税額を除いて算定したバス運行費用の赤字補填を市が行うもので、三ヶ木～東野・月夜野線については、このほかにバス折返し場管理費用として消費税額を含めた通信費、水道光熱費等に係る経費の 2 分の 1 を市が負担していた。

バス折返し場管理費用に係る負担金については、事業者が消費税の課税事業者の場合、仕入税額控除を行うと、当該控除額相当分は事業者が負担していないこととなり、結果として協定書に定める 2 分の 1 を超える過大な負担額とな

るので、消費税額に係る負担額の取扱いについて、協定書に定めておくべきである。

今後の協定の締結に当たっては、対象経費に係る消費税額の取扱いを協議し、市が負担すべき経費を明確にされたい。

また、本負担金は反対給付を受けない給付金である点で、補助金と同様の性質を有するものである。補助金においても補助対象経費に消費税額が含まれる場合には、必要に応じて補助事業者が消費税の課税事業者である場合の対象経費の取扱いについて明確にすべきであることから、補助金の制度を所管する財政課においては、補助金における消費税額の考え方を示す等の検討をされたい。

### **第3 行政監査(重点調査項目)**

#### **1 監査の調査項目**

重点調査項目として「監査の結果に基づき措置が講じられた事項等について」をテーマに定め、監査を行った。

#### **2 監査の目的**

地方自治法第199条第14項の規定により、監査委員から監査の結果に関する報告を受けた市長等は当該監査の結果に基づき措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならないとされている。

監査の指摘事項及び講じた措置の内容については、市長等から全庁に周知が行われ、事務点検などにより適正な事務執行を図るよう通知がなされているところである。

しかしながら、措置を講じた事務について、その後実施した監査において、同様の不適正な事務処理を確認することがある。

こうしたことから、指摘事項等に対して講じられた措置が継続的に実施されているかを主眼に監査を行うことにより、適正な事務の継続的執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として行政監査を実施した。

#### **3 監査対象事務及び監査実施課**

監査対象部局に対して平成25年度から平成28年度までに実施した定期監

査並びに平成28年度行政監査「平成27年度に実施した定期監査等の結果に基づき措置が講じられた事項の取組状況について」及び平成29年度行政監査「平成28年度に実施した定期監査等の結果に基づき措置が講じられた事項の取組状況について」の結果を考慮し、選定した。

(1) 放置自転車等移動費用の徴収に関する事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
道路部 路政課 (都市整備課から業務を移管)	・無料自転車駐車場へ長期間駐車されている自転車等の移動や処分について、要領と異なる処理	無料自転車駐車場管理事務処理体制の検証を行い、要領を改正 改正後の要領をホームページへ掲載

(2) 旅費の支出に関する事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
都市建設総務室	・実際の経路とは異なる経路で支給	所属長から全所属職員に対し、旅費事務の手引きの内容について周知徹底 局内の各課に対しても、管理職を含め、旅費事務の手引きの内容について改めて周知
まちづくり推進部 都市整備課	・直帰の場合の出張旅費の算定誤り ・旅費の支給漏れ	課内全職員に対し、旅費事務の手引きの内容について周知徹底 複数の職員による確認を徹底するための課内研修の実施
まちづくり推進部 麻溝台・新磯野地区整備事務所	・出張命令票又は出張命令簿への記載漏れ ・直行直帰の場合の出張旅費の算定誤り(上限額を超える過払い)	管理監督者から所内全職員に対し、旅費事務の手引きの内容について改めて説明 管理監督者による命令のもと必ず出張すること及び庶務担当職員の事務の流れを徹底 チェックリストを作成し、複数の職員による確認の徹底

( 3 ) 委託料の支出に関する事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
まちづくり推進部 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書約款の引用している条項誤り</li> <li>・ 仕様書の条番号の重複</li> </ul>	<p>所属長から全所属職員に対し、契約事務の重要性を説明、確認体制について指示</p> <p>チェックリストを用いて、複数の職員による確認の徹底</p>
道路部 緑土木事務所、中央土木事務所及び南土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書約款に「再委託可能な業務を仕様書に定める」と規定しているにもかかわらず、仕様書に未設定</li> <li>・ 全ての業務が再委託</li> <li>・ 再委託した業務の(書面による)事前承諾漏れ</li> </ul>	<p>契約書に規定する「疑義等の解決」により、再委託することができる業務及び契約相手側が直接実施する管理・調整業務について具体的に定め、協議書を締結</p> <p>契約書約款に「一括再委託の禁止」や、「業務の一部に再委託の必要がある場合、あらかじめ書面による再委託の承諾を得る」旨を明記</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての業務が第三者に再委託されており、契約した相手方でなければ業務の目的が達成できないという、1者随意契約とした理由への疑義</li> </ul>	<p>一括発注していた業務を整理し、1者随意契約が真にやむを得ないものを除き直接発注するよう改善</p>

( 4 ) 使用料及び賃借料の支出に関する事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
技術監理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書約款中、引用している条例及び条項を特定できない表記</li> <li>・ 変更契約をした際の市及び契約相手方の呼称に誤り</li> </ul>	<p>課内全職員に対し、契約事務の重要性について改めて周知</p> <p>複数の職員による確認の徹底</p>

4 主なりスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項

第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
指摘事項等となった不適正な事務処理が再発するリスク	(1) 指摘事項等となった不適正な事務処理が発生した原因の分析がなされているか。 (2) 規則、要綱等に基づき事務処理の手順が適切に整備され運用されているか。 (3) 決裁責任者の決裁や確認がなされているか。 (4) 制度、法令、規則等への理解を深める取組がなされているか。 (5) 人事異動や組織改正等に伴う引継ぎは適切に行われているか。

## 5 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

### (1) 書面調査

講じられた措置等が継続して取り組まれ、事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

#### ア 放置自転車等移動費用の徴収に関する事務

前回指摘事項等の改善状況、現金受払簿兼集金報告書、放置自転車等引取申請兼受取書 等

#### イ 旅費の支出に関する事務

前回指摘事項等の改善状況、旅費委任状、出張命令票、出張命令簿、支出負担行為兼支出命令書 等

#### ウ 委託料の支出に関する事務

前回指摘事項等の改善状況、見積書、入札結果報告書、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、支出負担行為書、契約書、仕様書、支出命令書、業務委託報告書、請求書 等

#### エ 使用料及び賃借料の支出に関する事務

前回指摘事項等の改善状況、見積書、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、支出負担行為書、契約書、仕様書、支出命令書、請求書 等

## (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

## 6 監査の結果

監査基準及び令和3年度財務監査及び行政監査(第3期：都市建設局)実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

都市建設局に対する平成25年度以後の監査結果等に基づき措置が講じられた事項について、次の事項を除き、発生原因の分析は適切に行われ、組織としての事務管理・執行体制の見直しが適切に執行されていたことを確認した。

引き続き、関係諸規定に従い適正な事務の執行に努めるとともに、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に向けた取組をより一層進められたい。

### (1) 検討すべき事項

麻溝台・新磯野地区整備事務所の旅費(自家用自動車による旅行)の支出に関する事務について、片道分9km(端数切捨て)の旅費を支給し、後日、追加支給を行った際、全行程の19kmから既支出済分を減じた10kmとすべきところ、片道分9kmとして旅費を支給していた。旅費の算定に関する関係諸規定を再認識し、適正に事務を執行されたい。

## 7 意見

旅費の支出に関する事務の調査において、「旅費事務の手引き(第12版)」に記載された直行直帰による出張旅費の算定及び最寄り駅等の設定について、課によって解釈と運用が異なっている状況が見られた。

旅費の制度を所管する人事・給与課においては、算定の基準を明確にするなど、職員にとってより使いやすいものとなるよう旅費事務の手引きの改訂を検討されたい。

## 第4 工事監査

### 1 監査対象事務及び監査実施課

工事請負費及び需用費の施設修繕料に係る事務のうち、執行額、工事内容等を考慮して選定した。

監査対象事務	監査実施課
( 1 ) 工事請負費に係る事務	
ア 準用河川姥川改修工事	都市建設局 技術監理課 道路部 河川課 財政局 財政部 契約課
イ 日連大橋修繕工事	都市建設局 技術監理課 道路部 津久井土木事務所 財政局 財政部 契約課
( 2 ) 需用費の施設修繕料に係る事務	
ア 原当麻駅自由通路東口及び西口エレベーター更新修繕	都市建設局 まちづくり推進部 交通政策課 財政局 財政部 公共建築課
イ 市営富士見団地1号棟507号室外14戸空家修繕	都市建設局 まちづくり推進部 市営住宅課

## 2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
( 1 ) 工事請負費に係る事務 ( 2 ) 需用費の施設修繕料に係る事務	不経済な支出が行われるリスク 工事監督業務が適切に行われないリスク 施設の品質低下のリスク	ア 契約の方法、手続及び時期は適切か。 イ 設計図書どおり施工されているか。変更指示は適切に行われているか。 ウ 法令等を遵守して施工されているか。施工体制台帳は整備されているか。 エ 検査調書等検査記録は整備されているか。

### 3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

#### (1) 書面調査

監査対象事務が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

工事設計書、契約関係図書、財務関係図書、各種届出書、工事関係図書、完成図書、検査関係図書 等

#### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

#### (3) 現地調査

書面調査及び聞き取り調査を踏まえ、監査対象とした準用河川姥川改修工事、日連大橋修繕工事、原当麻駅自由通路東口及び西口エレベーター更新修繕について現地調査を実施した。

### 4 監査対象事務の概要

#### (1) 工事請負費に係る事務

##### ア 準用河川姥川改修工事

契約金額 39,185,300円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和2年4月13日から同年10月15日まで

工事内容 河川土工、護岸基礎工、法覆護岸工、仮設工、道路土工、舗装工、排水構造物工、区画線工、管きょ工(管径900mm)、マンホール工、付帯工、構造物撤去工、擁壁工

##### イ 日連大橋修繕工事

契約金額 288,743,400円

契約方法 条件付一般競争入札

契約期間 令和元年7月29日から令和2年4月24日まで

工事内容 舗装工、橋梁床版工、橋梁附属物工、橋梁補修工、現場塗装工

## (2) 需用費の施設修繕料に係る事務

### ア 原当麻駅自由通路東口及び西口エレベーター更新修繕

契約金額 43,560,000円

契約方法 指名競争入札

契約期間 令和2年4月20日から令和3年1月29日まで

修繕内容 エレベーター更新修繕(老朽化した東口及び西口の2機の昇降機を最新の安全基準・法令を満たす昇降機に改修)

昇降路および昇降機機械室の既存機器撤去、修繕

### イ 市営富士見団地1号棟507号室外14戸空家修繕

契約金額 33,679,800円

契約方法 指名競争入札

契約期間 令和3年1月15日から同年3月29日まで

修繕内容 床シート貼替、壁クロス貼替、天井クロス貼替、玄関ドア鍵交換、トイレ便座交換、浴室引戸交換、浴室床防水、浴槽交換、ガス給湯器交換、畳交換、網戸張替え、照明器具交換、換気扇交換、火災報知器交換 等

## 5 監査の結果

監査基準及び令和3年度工事監査(第2期：都市建設局)実施計画に基づき監査した限りにおいて、今回の工事監査における事務の執行は、おおむね良好と認められた。